

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域資源を活かした先進的で持続可能な事業化の取組を促進し、地域での経済循環を創造するため民間事業者等に対して、予算の範囲内で地域経済循環創造事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し、地域経済循環創造事業交付金交付要綱(平成25年2月27日付け総行政第29号総務大臣通知。(以下「交付金交付要綱」という。))及び白馬村補助金等交付規則(昭和43年白馬村規則第1号)(以下「規則」という。))に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、交付金交付要綱第4条に基づき事業を実施する民間事業者等とする。

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、交付金交付要綱第5条に規定する経費とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、交付対象経費から交付要綱第4条(4)に規定する融資額等を除いた額とし、1事業あたり次に掲げる額を超えないものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(1) 融資額等が補助金額と同額以上1.5倍未満の額るとき 2,500万円

(2) 融資額等が補助金額の1.5倍以上2倍未満の額るとき 3,500万円

(3) 融資額等が補助金額の2倍以上の額るとき 5,000万円

(補助金の交付申請)

第5条 規則第3条に規定する申請書は、白馬村地域経済循環創造事業補助金交付申請書(様式第1号)とする。

2 補助対象者は、補助金の交付申請をするに当たって、当該補助金における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額をいう(以下「消費税等仕入控除税額」という。))を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の交付決定)

第6条 村長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を白馬村補助金等審査委員会(以下「審査委員会」という。)において審査し、その決定について、白馬村地域経済循環創造事業補助金(交付・不交付)決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(補助事業の変更等)

第7条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、白馬村地域経済循環創造事業補助金変更申請書(様式第3号)により、あらかじめ村長の承認を受けなければならない。

(1) 補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、補助対象総額の10パーセント以内の流用増減を除く。

(2) 融資額を減額しようとするとき。

(3) 補助対象事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

ア 交付目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、より能率的な交付目的達成に資するものと考えられるとき。

イ 目的及び事業能率に直接関わりがない事業計画の細部の変更であるとき。

(4) 補助対象事業の全部又は一部を他に承継しようとするとき。

(5) 補助対象事業の全部若しくは一部を中止し又は廃止しようとするとき。

2 村長は、前項の規定による申請があったときは、その変更内容等を審査委員会において審査し、白馬村地域経済循環創造事業補助金(変更承認・変更不承認)決定通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(実績報告)

第8条 規則第12条に規定する実績報告書は、白馬村地域経済循環創造事業補助金実績報告書(様式第5号)によるものとする。

2 前項に規定する書類の提出期限は、補助対象事業の完了の日から起算して30日以内又は補助金の交付決定を受けた日の属する年度の末日のいずれか早い日までとする。

3 第5条第2項ただし書により交付申請した補助事業者は、第8条第1項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金の消費税等仕入控除税額が明らかになったときは、これを交付決定額から減額して提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第9条 村長は、[前条](#)に規定にする報告書の提出を受けたときは、当該報告書及び添付書類の審査等を行い、事業実績が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、白馬村地域経済循環創造事業補助金確定通知書([様式第6号](#))により補助事業者に通知するものとする。

2 村長は、[前項](#)の確定しようとする補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

3 村長は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

4 [前項](#)の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から30日以内とする。

(補助金の交付請求)

第10条 補助金は、[前条](#)の規定により補助金額を確定した後に交付するものとする。ただし、村長が必要と認めるときは、補助金の全部又は一部について概算払をすることができるものとする。

2 補助事業者は、補助金の概算払を受けようとするときは、白馬村地域経済循環創造事業補助金(概算払・精算払)請求書([様式第7号](#))を提出するものとする。

(返還金)

第11条 村長は、交付金交付要綱第20条第3項の規定により総務大臣から交付金の全部又は一部に相当する額の納付を命ぜられたときは、補助事業者に対して、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額の返還を命ずることができる。

2 [前項](#)の規定により返還を命ずることができる金額の返還期限は、当該返還の命令がなされた日から20日以内とする。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う交付金の返還)

第12条 [第5条第2項ただし書](#)により交付申請をした補助事業者は、[第8条第1項](#)の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金の消費税等仕入控除税額が確定したときは、その金額([第8条第3項](#))の規定により減額した補助事業者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額を消費税等仕入控除税額報告書([様式第8号](#))により速やかに村長に提出しなければならない。

2 村長は、[前項](#)の報告があったときは、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 [前項](#)の返還期限については、[第9条第3項](#)の規定を準用する。

(補助金の経理)

第13条 補助事業者は、補助対象事業についての収支簿を備え、他の経理と区別して補助対象事業の収入額及び支出額を記載し、補助金の用途を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、[前項](#)の収入額及び支出額について、その内容を証する書類を整備して[前項](#)の収支簿とともに補助事業の完了日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に村長が定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

様式第1号(第5条関係)

年 月 日

白馬村長 宛

申請者 住 所
名 称
代表者名

白馬村地域経済循環創造事業補助金交付申請書

白馬村地域経済循環創造事業補助金について、補助金の交付を受けたいので、白馬村地域経済循環創造事業補助金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 補助対象事業の名称

2 交付申請額

交付申請額 (円)

3 補助対象事業の開始(予定)日

4 補助対象事業の完了(予定)日

5 添付書類

- (1) 国が定める地域経済循環創造事業交付金実施計画書
- (2) 収支予算書及び積算根拠がわかる資料(見積書、図面等)
- (3) 工程表
- (4) その他

様式第2号(第6条関係)

第 年 月 日
号

様

白馬村長 印

白馬村地域経済循環創造事業補助金（ 交付 ・ 不交付 ） 決定通知書

年 月 日付けで申請のあった白馬村地域経済循環創造事業補助金については、白馬村地域経済循環創造事業補助金交付要綱第6条の規定に基づき、下記のとおり（ 交付 ・ 不交付 ） することに決定したので、同条の規定により通知します。

記

1 補助金の額

交付決定額 (円)

2 この決定に付する条件

--

3 交付しないときの理由

--

様式第3号(第7条関係)

年 月 日

白馬村長 宛

申請者 住 所
名 称
代表者名

白馬村地域経済循環創造事業補助金変更申請書

年 月 日付け 第 号により交付決定した白馬村地域経済循環創造事業補助金について、その事業内容を変更したいので、白馬村地域経済循環創造事業補助金交付要綱第7条の規定により下記のとおり申請します。

記

1 変更内容

2 変更理由

3 添付書類

- (1) 変更事業計画書
- (2) 変更収支予算書及び積算根拠がわかる資料
- (3) 工程表
- (4) その他

様式第4号(第7条関係)

第 号
年 月 日

様

白馬村長

印

白馬村地域経済循環創造事業補助金（変更承認・変更不承認）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった白馬村地域経済循環創造事業補助金については、白馬村地域経済循環創造事業補助金交付要綱第7条の規定に基づき、下記のとおり（変更承認・変更不承認）することに決定したので、同条の規定により通知します。

記

1 変更前補助金の額

変更前交付決定額（円）

2 変更後補助金の額

変更後交付決定額（円）

3 （承認・不承認）の理由

--

4 この決定に付する条件

--

様式第5号(第8条関係)

年 月 日

白馬村長 宛

申請者 住 所
名 称
代表者名

白馬村地域経済循環創造事業補助金事業実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった白馬村地域経済循環創造事業について完了したので、白馬村地域経済循環創造事業補助金交付要綱第8条の規定により次のとおり報告します。

記

1 補助金交付決定額

交付決定額 (円)

2 補助金実績(精算)額

実績(精算)額 (円)

3 補助事業の完了日

4 添付書類

- (1) 国が定める地域経済循環創造事業交付金事業報告書
- (2) 国が定める地域経済循環創造事業交付金対象経費整理表
- (3) 金融機関からの融資決定額を証する書類(融資決定通知等)の写し
- (4) 事業成果がわかる書類(写真、設計図、施設等設置位置図、雇用状況等)
- (5) その他

様式第6号(第9条関係)

第 年 月 日
号

様

白馬村長

印

白馬村地域経済循環創造事業補助金確定通知書

このことについて、次のとおり白馬村地域経済循環創造事業補助金の額を確定したので、白馬村地域経済循環創造事業補助金交付要綱第9条の規定により通知します。

記

1 補助金確定額

交付確定額(円)

様式第7号(第10条関係)

第 号
年 月 日

白馬村長 宛

申請者 住 所
名 称
代表者名

白馬村地域経済循環創造事業補助金(概算払・精算払)請求書

年 月 日付け 第 号で(交付決定・交付確定)のあった標記補助金について、白馬村地域経済循環創造事業補助金交付要綱第10条の規定に基づき、下記のとおり(概算・精算)払いしてください。

記

補助金
(交付決定・交付確定)額

既受領済額

補助金請求額

【振込口座】

金融機関名 _____ 銀行 _____ 支店

口座番号: _____

口座名義: _____

様式第8号(第12条関係)

第 号
年 月 日

白馬村長 宛

申請者 住 所
名 称
代表者名

消費税等仕入控除税額報告書

年 月 日付け交付決定のあった補助対象事業について、白馬村地域経済循環創造事業補助金交付要綱第12条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金額 (※白馬村地域経済循環創造事業補助金交付要綱第9条による額の確定額)

確定額 (円)

- 2 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

補助金確定時・仕入控除税額(円)

- 3 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

消費税確定時・補助金に係る仕入控除税額 (円)

- 4 補助金返還相当額

返還額 (円)

注) 別紙として、積算根拠の内訳を添付すること。